

(様式3)

令和元年11月6日
京丹後市

「京丹後市教育振興計画の見直し（案）」に対する意見募集の結果

京丹後市では、京丹後市教育振興計画の見直し（案）に対する意見の募集を、令和元年9月30日から同年10月25日まで行いました。その結果、1件のご意見を頂きましたので、その要旨と京丹後市の考え方を公表します。今後、頂いたご意見を踏まえ、京丹後市教育振興計画見直しの策定等の準備を進めていくことといたします。

1 概要

京丹後市では、京丹後市教育振興計画の見直しを行うため、令和元年9月30日から同年10月25日まで意見の募集を行いました。

その結果、1件のご意見を頂きました。頂いたご意見の要旨と京丹後市の考え方は別紙のとおりです。

2 今後の予定

京丹後市では、頂いたご意見を踏まえ、令和2年3月を目処に京丹後市教育振興計画の発行準備を進めていくことといたします。

【連絡先】

連絡先： 京丹後市教育委員会教育総務課

住 所： 〒629-2501 京丹後市大宮町口大野226番地

電 話： 0772-69-0610

F A X： 0772-68-9061

電子メール： kyoikusomu@city.kyotango.lg.jp

(様式3)

別紙

「京丹後市教育振興計画の見直し(案)」に対する意見とそれに対する市の考え方

(敬称等は略)

項目	意見要旨	考え方
重点目標6 歴史・文化芸術を活かし、豊かな感性と郷土への愛着と誇りを育みます 「啓発」の使い方について	【現状と課題】の項目で「市史編さん事業等により調査した京丹後市の優れた文化財を広く啓発し活用することが求められています。」という部分で引用している「文化財を啓発する」という表記について、文化財自体を啓発することは不可能であり、表記として成立していないのではないか。一方、次頁【施策の方向性】1. 豊かな歴史文化等を学習する機会の充実」の項目中、3番目の○から始まる文中の「文化財の普及啓発」は「普及することを啓発する」という意味であるため成立すると思う。前段の指摘箇所について目的語を明確にすべきです。	ご意見をいただきました「啓発」に係る目的語は「京丹後市の優れた文化財」であり、その文化財を広く一般に行き渡り、教え導くことを課題として捉え、【施策の方向性】においても同様に取組むことを掲げています。 ご意見を参考に、統一した表記に検討します。

意見に基づき、案は以下の内容に修正いたしました。

「市史編さん事業等により調査した京丹後市の優れた文化財を広く啓発し活用することが求められています。」を「市史編さん事業等により調査した京丹後市の優れた文化財を広く普及啓発し活用することが求められています。」